

飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程

(趣旨)

第1 和歌山県知事（以下「知事」という。）は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、その事業活動に著しい支障を生じている事業者に対して、事業の継続を支え、雇用の維持を図るため、予算の範囲内で飲食・宿泊・旅行業給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その給付に関してはこの規程に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、飲食・宿泊・旅行業給付金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

(給付対象者)

第3 給付金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の(1)から(4)までのいずれも満たす者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者（以下「中小企業者等」という。）であること。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 県内で店舗を運営する飲食事業者であって、当該店舗において令和2年12月31日までに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業に必要な許可（飲食店営業又は喫茶店営業の許可に限る。）を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者。ただし、当該許可を証する書面に特定の住所が記載されていない飲食事業者については、当該事業者の住所地が県内である者に限る。

イ 県内で施設を運営する宿泊事業者であって、当該施設において令和2年12月31日までに旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく営業に必要な許可を受け、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく営業に必要な届出をしており、本給付金の申請日において営業の実態がある者

ウ 県内で営業所を運営する旅行事業者（県内で主たる営業所を運営する旅行事業者に限る。）であって、令和2年12月31日までに旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく営業に必要な登録を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者

(3) 各申請者の運営する(2)アに規定する店舗、(2)イに規定する施設又は(2)ウに規定する営業所（以下「対象店舗等」という。）における令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が前年同月に比して50パーセント以上減少しており、かつ、令和2年1月及び2月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年1月2日から12月31日までの間に(2)アからウまでの許可を受け、届出をし、若しくは登録を行った者又は新たな店舗等を設けた者については別に定める。

(4) 事業継続の意思がある者であること。

(宣誓事項)

第4 次の(1)から(8)までのいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

- (1) 第3の要件を満たしていること。
- (2) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (3) 第5の不給付要件に該当しないこと。
- (4) 県又は事務局の職員が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (5) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。）が発覚した場合には、第14の規定に従い給付金の返還を行うこと。
- (6) 必要があるときは、第18の規定による公表に同意すること。
- (7) この規程に従うこと。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守していること。

（不給付要件）

第5 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては 給付金を給付しない。

- (1) 既に本給付金の給付を受けた者（第9の3の規定による再度の給付決定を行う者を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等（みなし大企業）である者
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者等である者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等である者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等である者
- (3) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者の他、本給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないとし事が認められる者

（給付金基準額）

第6 給付金の基準額は、別表のとおりとする。

（給付金の給付の申請）

第7 給付金の給付の申請をしようとする者は、飲食・宿泊・旅行業給付金給付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて知事に対し郵送により提出しなければならない。ただし、当該申請に当たっては、事務局が別に示す申請方法に代えることができる。

（給付申請の期間及び添付書類等）

第8 給付金の申請期間は、令和3年3月23日から同年5月31日までとする。

2 第7に規定する給付金の給付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宣誓書（別記第2号様式）
- (2) 第3(2)アからウまでの許可、届出又は登録を証する書面
- (3) 従業員名簿（別記第3号様式）（対象店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合に限る。）
- (4) 第3(3)の売上高が確認できる書類
- (5) 振込先口座確認書（別記第4号様式）
申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (6) 役員名簿（法人の場合）（別記第5号様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（給付金の給付の決定）

第9 知事は、給付金の給付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る給付金の給付が本規程その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、給付金を給付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の給付の決定をし、通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な給付を行うために必要があるときは、給付金の給付の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の給付の決定をすることができる。

3 知事は、給付の決定の後に申請者の責によらない事由により給付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の給付の決定をすることができる。

（給付条件）

第10 給付対象者は、給付金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等を給付金の給付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

（申請の取下げ）

第11 給付金の給付の申請をした者は、給付決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

（給付金の給付）

第12 知事は、第9の給付の決定後、申請者に対して給付金を速やかに給付するものとする。

2 知事は、第9の3による再度の給付の決定を行った場合において、再度の給付の決定を行っ

た額と既に支払った額に差がある場合は、その差額を給付することができる。

(決定の取消し)

第13 知事は、給付対象者（法人にあっては、その役員を含む。）が第5に規定する給付金の不給付要件に該当することが判明したとき、又は給付金の給付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第14 知事は、第13の規定により給付金の給付の決定を取り消した場合には、給付対象者の当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が給付されているときは、期限を定めて、当該給付金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第15 給付対象者は、第14の規定により給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、給付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第16 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、給付対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第17 知事は、不正受給など必要があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、給付金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第18 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国などの関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第19 この規程に定めるもののほか、給付金の給付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。

別表（第6関係）

対象店舗等における常時使用する従業員の数	給付金額
5人以下	15万円
6人以上20人以下	30万円
21人以上50人以下	45万円
51人以上	60万円

備考

- 1 令和3年3月1日現在における常時使用する従業員の数を計上すること。
- 2 飲食業及び宿泊業の従業員の数については、県内に所在する対象店舗等に勤務する従業員の数を計上すること。
- 3 旅行業の従業員の数については、県内に所在する旅行業にかかる営業所に勤務する従業員の数を計上すること。
- 4 同一の事業者が飲食業、宿泊業又は旅行業の二つ以上の事業を営む場合は、2及び3で計上することとした従業員の数を合算して計上すること。
- 5 常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。